

財 産 目 録

令和3年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
<b>I 資産の部</b>						
<b>1 流動資産</b>						
現金預金						
小口現金	小口現金		運転資金として			296,272
当座預金	足利銀行栃木支店		運転資金として			95,154
当座預金	足利銀行栃木支店		運転資金として			4,335,559
普通預金	足利銀行栃木支店		運転資金として			1,345,330
普通預金	足利銀行栃木支店		運転資金として			40,331,087
普通預金	足利銀行栃木支店		運転資金として			1,825,728
小計						48,229,130
事業未収金	栃木県国民健康保険団体連合会等	2月及び3月分介護報酬等				12,731,875
流動資産合計				0	0	60,961,005
<b>2 固定資産</b>						
<b>(1) 基本財産</b>						
土地	栃木市梓町所在 宅地4筆等		社会福祉事業である「あずさの里」に使用している			24,026,786
建物	栃木市梓町455番地27(管理棟等)	1972年度	社会福祉事業である「あずさの里」に使用している	231,474,400	211,864,767	19,609,633
定期預金	足利銀行栃木支店		定款に記されている基本財産特定預金			110,408
基本財産合計				231,474,400	211,864,767	43,746,827
<b>(2) その他の固定資産</b>						
建物	栃木市梓町455番地27(プレハブ[工作室]等)	1972年度	社会福祉事業である「あずさの里」に使用している	38,939,056	31,002,426	7,936,630
構築物	栃木市梓町455番地27(渡り廊下鉄骨並給糞等)		社会福祉事業である「あずさの里」に使用している	13,668,050	13,080,209	587,841
車輛運搬具	トヨタ エスティマ等		社会福祉事業である「あずさの里」に使用している	9,982,371	9,982,367	4
器具及び備品	サイドボード等		社会福祉事業である「あずさの里」に使用している	55,237,369	50,094,686	5,142,683
権利	栃木市尻内町鳥居跡255番地 水源地		社会福祉事業である「あずさの里」に使用している	80,000	0	80,000
退職給付引当資産	(一財)栃木県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団		職員の退職金積立資産			15,325,666
人件費積立資産	足利銀行栃木支店		将来発生が見込まれる人件費に対処する積立資産			28,067,856
修繕費積立資産	足利銀行栃木支店		将来発生が見込まれる修繕費に対処する積立資産			38,069,394
備品等購入積立資産	足利銀行栃木支店		将来発生が見込まれる備品購入費に対処する積立資産			18,068,618
建設積立金	足利銀行栃木支店等		老朽化した施設の建替のための積立資産			264,937,146
その他の固定資産	いすゞ コモのリサイクル預託金		社会福祉事業である「あずさの里」に使用している			10,340
その他の固定資産合計				117,906,846	104,159,688	378,226,178
固定資産合計				349,381,246	316,024,455	421,973,005
資産合計				349,381,246	316,024,455	482,934,010
<b>II 負債の部</b>						
<b>1 流動負債</b>						
事業未払金	3月分パート職員賃金等					8,105,254
預り金	栃木税務署					18,960
職員預り金	栃木年金事務所等					1,017,532
賞与引当金	6月支給賞与の当年度帰属分					8,851,833
流動負債合計				0	0	17,993,579
<b>2 固定負債</b>						
退職給付引当金	将来発生が見込まれる職員の退職金					15,325,666
固定負債合計				0	0	15,325,666
負債合計				0	0	33,319,245
差引純資産				349,381,246	316,024,455	449,614,765

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。